

岐阜県公報

目 次

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課)

ページ

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月一日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
岐阜北警察署管轄区域	坂口勝治 川口廣司	岐阜市北柿ヶ瀬 岐阜市西改田川向	平成二十二年 十二月一日

岐阜県公報号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日に当たる）（ときは翌日）

平成二十二年十二月一日

号外 (三) 平成二十二年十二月一日

平成二十二年十二月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター